

令和3年3月20日
島根県防災部防災危機管理課
担当：茶山、太田
電話：0852-22-5885

第26回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年3月20日（土） 16:00～16:20

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、副教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計22名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態宣言の解除に伴う県の対応について

(1) 緊急事態宣言の解除について（防災危機管理課長）

緊急事態宣言の解除などについて説明 【資料1】

(2) 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉総務課長）

① 県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

- ・県内では、これまでに、計285人の感染が確認されている。2月24日から3月12日までの17日間、感染の確認はなく、3月13日に松江市内で1人の感染を確認しているが、現時点で、そこからの広がりはない。また、その1件以降、本日10時までに、感染の確認はない。
- ・医療提供体制として、病床確保計画上100床としている即応病床を、感染者数の状況に応じて調整しており、現在は、111床を確保。
- ・本日（20日）10時時点での入院患者はなく、病床使用率は0.0%となっている。
- ・また、患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えている。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ3密の回避など基本的な感染対策

の呼びかけを行っていく。

(3) 県の対応等について（防災危機管理課長）

- ① 感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 【資料3】
- ② 全国の感染状況について説明 【資料4】
- ③ 島根県の対応（案）について説明 【資料5】

2. 知事指示事項

3月18日に、政府は緊急事態措置を実施すべき必要がなくなったことから、新型コロナウイルス等対策特別措置法による緊急事態の解除を宣言しました。

宣言の解除後にも、感染リスクがなくなる訳ではなく、基本的な感染防止対策は引き続き、着実に行っていく必要があることから、当分の間、県民に対し、以下のとおり要請します。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 宮城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県などのように都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛を要請されている地域があります。こうした地域との往来については、慎重に判断してください。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、受験・進学、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「3つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、
- 基本的な感染症対策に取り組むようお願いいたします。

(飲食店の利用について)

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含めて、県内でも県外でも、控えてください
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること
- (3) 時間については1時間30分を限度としてください
- (4) これからのシーズンの歓迎会等、異動や採用に伴い、県外から異動などに伴って加わられる方がおられる場合は、この方々が来県されてから2週間を経過した後に、実施してください
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用は控えてください
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えてください

ただし、いずれの事項も、鳥取県は全域、そして広島県・山口県のうち、生活（通勤、買物等）圏域として一体の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

（十分な換気の実施について）

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

（業種ごとのガイドライン遵守について）

5. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践頂きますようお願いいたします。

（イベント開催の目安について）

6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」により、対応をお願いします。

（接触確認アプリの活用について）

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

（事業所での接触低減の取組について）

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎んでください。県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとって頂きますよう、重ねてお願いします。

島根県内でも、これまで感染者が発生した、又は関連する店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗の同意を頂いた上で、店名公表をさせて頂いてきました。これにより感染防止が図られたと考えています。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表によります風評被害や経営悪化を覚悟の上で、県内の感染拡大防止のため、真摯なご協力を頂いた結果であります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に慎んで頂きますよう、重ねてお願いします。

県としましては、全国の感染状況等を十分に注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと密接に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして傷んでおります地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。